

日本国内閣府気付 総理大臣 岸田文雄様

(写し) 日本国内閣府気付 外務大臣 林 芳正様

(写し) 広島市 広島市長 松井一實様

(写し) 広島市 市民局 国際平和推進部 平和推進課、 他関係各位

要 請 書

「核兵器禁止条約」に加盟（批准）しない、オブザーバー派遣しない、

ことを要請します。 (令和4年7月31日)

前略

岸田内閣総理大臣におかれましては、困難な世界情勢の中、我が国の平和と安全のために国政に邁進されていることを深く感謝申し上げます。前二つの国政選挙で、国民の信任が得られたことをお喜び申し上げます。そして、安倍元内閣総理大臣の暗殺に対し、追悼の誠を捧げるとともに、岸田総理が「国葬儀」の素早いご決断をなされたことを日本国民として賛同いたします。有難う御座いました。

さて、私達は原爆被爆者とその家族や遺族を中心にする団体です。所謂「被爆二世や三世」も含まれています。これまで、マスコミ等において流布される「被爆者の思いや意見」とは異なる被爆者意見も多々あったのですが、その存在が報道されることは殆どありませんでした。このような一面的見解だけが広がる異常さを是正すべく、平成22年(2010年)、有志の集まりとして「平和と安全を求める被爆者たちの会」を「86 広島平和ミーティング（原爆の日に独自の追悼行事など行う活動）」の支援を得て創設致しました。私達は現実の国際情勢を踏まえた「我が国安全保障」を重視する立場から、「被爆者の別の意見」を公開する努力を続けて参りました。当初は相当に妨害的困難に遭ったこともありますが、継続して意見発信を行っております。

今回の要請は、岸田総理が外務大臣であられた時、国連で採択された「核兵器禁止条約」への当時の御対応を継続して頂きたい、故安倍総理、菅総理の「条約に参加しない」方針を堅持して頂きたい、という要請であります。以降に私達が被爆関係者であってもこの条約に反対する理由の要点を記載します。ご披見賜り度。

早々

平和と安全を求める被爆者たちの会 代表代行 池中美平（被爆二世）（文責）



<記述の構成>

本論の構成：「核兵器禁止条約」への私達の見解等 付属書：現在加盟国の実態
 注)：以下では「核兵器禁止条約」を「条約」と略記する。尚、「条約」内容は日本
 国外務省仮訳に基づく

——<私達の見解等>——

1. 「条約」は日米同盟と両立せず、我が国安全保障と国の存立を危うくする
 - (1) 「条約」第1条 (g)：自国領内に核兵器の配置、展開の禁止及び「条約」第2条 (c)：他国の核兵器の存否を申告、と規定する。
 - (2) 前項は、我が国の非核三原則が米国との「事前協議」の対象であるが、両国の信頼の下、「曖昧戦略」を基礎にする我が国安全保障とは両立しない。
 - (3) 先般、米国との「拡大抑止」の信頼性を再確認した。この東アジアの安定を図った戦略を「条約」は反故にして、我が国の平和と安全を危うくする。
 - (4) ニュージーランドの非核政策で、米軍艦船のすべてが同国への寄港が無くなった事例から、「条約」への加盟は、在日米軍の撤退を意味する。
 - (5) 中国の急速な軍備増強と海洋進出拡大、北朝鮮の核開発、ロシアの行動など近隣諸国の危険な行動が、我が国の「条約」加盟で解消することはない。

2. 広島市の公式見解は「安全保障」が視野の外
 - (1) 広島市は、従来の「オブザーバー派遣要請」から、「条約」参加要請に進んだ。これは、我が国の「安全保障」を軽視または無視している。
 - (2) 私達は「条約」参加と我が国安全保障との整合性について質問した。しかし示された公式見解は、「安全保障は国政の場で論議すべきものなので、市は回答しない」とした。他方、同見解では「核抑止論からの離脱要求」をするという不誠実がある。核抑止論の否定は、日米同盟の否定と同義である。
 - (3) 日米同盟を否定するのなら、それに代わる合理的な「安全保障政策」の提示が不可欠であるが、広島市の無回答公式見解は無責任極まりない。
 - (4) 前1.(5)の現状認識から、私達は日米同盟が当面は不可欠であり、また、我が国自身の防衛努力の強化も必要不可欠と考える。

3. 「条約」は国際的武力紛争の存在を前提にしているから「反核平和」と違う
 - (1) 「条約」第17条2、と3は「主権の行使として脱退する権利」を認め「武力紛争当事国の場合の順守義務」を示しており、武力紛争を否定していない。
 - (2) 「条約」前文に明記される武力紛争時の原則は「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」(第一追加議定書)の各条文と対応している。
 さらに同議定書は第1条で、「植民地支配」「外国による占領」「人種差別体制」に対し戦う武力紛争を「自決の権利」とであると認定している。
 - (3) 「条約」が「権利としての武力紛争」を前提にしているにもかかわらず、「条約」

を“反核平和”と同意義に見做すような、メディアが登場させる「被爆者団体」と広島市の認識は非常に感覚的で、かつ「条約」との整合性を欠く。

- (4) 私達は「核兵器の存在以前から戦争は起こっているから反核平和のスローガン」は誤りではないかと質問したが、広島市回答は一切触れなかった。歴史的事実であるので、「反核平和」という誤謬の押しつけは止めるべきである。

4. 「非核三原則」を“国是”表現することへの批判

- (1) 非核三原則は、昭和 47 年（1972 年）の沖縄施政権の返還に際して、佐藤栄作政権が「核抜き、本土並み」（当時の沖縄には朝鮮半島を守るための核兵器が配備）を達成する政府方針を示したものであり、それが「作らず、持たず、持ち込ませず」であった。これを「非核三原則」と呼んだ。
- (2) その後、メディア中心に「国是」表現が広がり流通することになった。まるで言霊とも思える「国是」蔓延の大きな契機が、昭和 51 年（1976 年）の領海 12 海里延長の時の国会論議にあった。社会党土井党首（当時）を先頭に政府攻撃を行い、「国是」答弁を得ている。この結果、現在の「特定海域」（萎縮した領海）を作り、中、露の艦隊が北海道や日本周回、爆撃機が対馬水道を平然と通る事態を招いている。平和のための“国是”が、核搭載機や艦隊を我が国に引き寄せ、海峡を平然と通過する原因となった皮肉がある。
- (3) 時の政府方針が、政争によって法的根拠もなく、法を超えた不可侵の「国是」に祭り上げるのは、専制国家の思想神格化と同じである。
- (4) 我が国は民主主義法治国家であるから、「非核三原則」もまた、論議の俎上に載せることは当然であって、現下の緊迫する安全保障環境では不可欠である。

5. 「条約」前文の、統計データを無視した「断定的記載」の問題

- (1) 「条約」前文はこう記述する。「核兵器の壊滅的な結末は・・・現在及び将来の世代の健康に重大な影響を及ぼし、云々・・・」
- (2) 被爆者の遺伝的影響については「“原爆遺伝病に関する誇張された報道の矢面に立たされながら協力した被爆二世の約 3 万人と非被爆の約 4 万人を比較した” 1990 年の遺伝学的調査報告」によって、両者に差がないことが示されている。また、2007 年の追跡調査報告でも同様の結果となっている。そして、2007 年にはこの結果により、「国際放射線防護委員会」は生殖腺の組織荷重計数を 0.2 から 0.08 に減少させている、
- (3) 従って、本項（1）は、統計的に得られた結果に反するだけでなく、我が国が放射線防護の法制基準にする「国際放射線防護委員会」とも違う一方的見解であって、その根拠すら示されていない。国際条約に根拠不明または、少数の見解を断定的に記載することは、イデオロギー的偏向の疑いがある。
- (5) 被爆国である我が国がこの「条約」に加盟すれば、長年の科学的研究成果を投げ打つことにもなり、国の被爆者援護政策への悪影響は甚大である。

6. 「条約」への思惑の食い違い

- (1) 「条約」第7条は次のことを規定している。(要約)「2. 条約義務の遂行では、他の締約国の援助を受ける権利がある」「3. 援助可能な締約国は、条約実施のため、他の締約国に技術的、物質的、財政的援助の提供をする。」「4. 援助可能な締約国は核兵器による被害者に援助を提供する」
- (2) 国連事務次長・中満泉氏は令和3年(2021年)8月5日、「日本は、被害者の救済、環境の修復や、唯一の戦争被爆国として、知見、経験を持っているので、日本の貢献に期待する国が沢山ある」と指摘した。これは、国連が、日本に対して、あらゆる支援と援助を得ることの意思表示に他ならない。しかも、その期間は5.(1)の規定によって、“永遠に”続くのである。最近加盟した、南太平洋島嶼国が米英の核実験被害の残滓を我が国が永遠に「尻拭い」することも意味する。国連組織の無能力さのツケを我が国に持ち込むのが問題である。
- (3) 令和4年(2022年)6月2日、日本 ICAN などが取り纏め、広島・長崎両市長などが賛同する「核兵器禁止条約第6・7条に関する日本の市民社会からの提言」が発表された。「条約」7条の要点は本項(1)で記述した。「条約」6条は「核兵器によって汚染された地域の環境修復、被害者への医療と財政援助を要求している。そして提言はさらに「援助の議論に被害者の参加」「核兵器国への情報開示」「被害者に関する常設機関の設置」等を求めている。
- (4) 提言を検討すると、「国連側との思惑の違い；支払いは誰か?」「被害者の範囲は？島嶼国の被害者も?」「我が国被爆二世、三世それ以降も?」の疑念がある。「核被害」の範囲については、前5項で根拠の問題を既に示した。国連自体と国連 NGO との思惑の違いが明らかになってきた。

※今後の第二回締約国会議以降にさらなる問題も有り得るから—現時点の結論—
我が国は「核兵器禁止条約」に加盟もオブザーバー派遣も拒否すべきである。

◎主たる理由は本論(1)～(6)に述べた通り。

◎結論にかかる周囲条件を若干付記する

▼仮に安全保障を捨てて加盟した場合を考えると、安全保障環境が激変する可能性が高く、第17条3の規定(脱退条件が整った時点で、武力紛争の当事者の場合の条約義務継続の)条件から、日米同盟復活強化も危うい。(条約本文の armed conflict は意味が広く、尖閣諸島の現在の状態でも、親中国加盟国から“武力紛争”と指摘される恐れも)

▼「安全保障は国政の場で論議すべきもの」との広島市の主張からすれば、例え市や議会が何を要求しようとも、国政の判断に依存すると明らかにしているのだから、「安全保障の観点」により、加盟要求を否定すれば良いのである。

▼令和4年7月30日現在の「条約」加盟国の顔ぶれに、「核廃絶」影響力は皆無

▼「核廃絶」の目的は是とするが、「条約」は既述した欠陥があり、採用できない。

以降は「付属書」であって、「条約加盟国と付帯情報」を記載する。

「核兵器禁止条約」を吟味する(12)

平和と安全を求める被爆者たちの会:2022/07/30

※「核兵器禁止条約」の締約国その後・・・2022年7月30日現在 **66ヶ国**（表参照）

「ウクライナ侵略戦争」で、ロシアの「核兵器恫喝」に対し、**条約は無効だった。**

※締約国の内訳を精査する・・・(1) 2022年3月3日、国連の「**ウクライナ侵略非難決議**」に「**棄権**」11ヶ国「**採決不参加**」2ヶ国 (2) 2019年10月29日、国連の「**ウイグル人権**」問題で、「**中国支持決議提案国**」13ヶ国 (3) 2017年7月7日の「核禁条約採択国連総会」で賛成した122ヶ国中、**条約加盟国は「57ヶ国」**になった。

※2022年6月21日～23日、ウィーンで「第1回締約国会議」開催された。「宣言」と「行動計画」が採択されて「成功」とされたが、親露国の抵抗で、ウクライナ侵略に関するロシア非難の文言が**排除された。**

核兵器使用の恫喝を行ったロシアに言及しない採択は、条約の意義を自ら放棄したものだ！

※中国の海洋進出で・・・「核兵器禁止条約加盟国」にも中国との安保協定に地ならしが進行！



＜左図＞の説明（前号から東チモールが増加）

■印の国：2022年5月、中国との安全保障協定締結協議をしている国。軍事基地設置と中国軍駐留も！

青色下線の国：核兵器禁止条約加盟国
？所謂「小国」に“核大国”中国が「条約第1条」に規定する「核兵器非存在証明」を正直に行う見通しはない。

つまり！ **「核兵器禁止条約」**

は有名無実化！

（注）日本の加盟は「第1条」によって日米同盟が破壊され、日本の安全保障と両立しない。

※条約加盟国の一体性の無さ・・・表に示す通り、人権、ロシアのウクライナ侵略（国連決議名称；Aggression against Ukraine）対中安保協力などで、加盟国の態度はバラバラ。**核廃絶とは程遠い。**第1回締約国会議でそのことが明瞭に示された。日本の参加被爆関係団体の条約意識を疑う！

※広島市への意見

1. 私たちは、被爆者とその家族である。そして、この条約には日本の平和と安全を脅かす問題が多々あるので、批准促進だけの「平和行政」は見直すべきである。
2. 広島市は別の「被爆者たちの意見」のあることを認識し、特定の意見だけを採用するな。
3. 被爆者であると否とに関わらず、種々の意見のすべてを集約して行政に反映させなければならない。声の大きな者に引きずられないように！
4. 広島市は「核兵器禁止条約」と日米同盟との齟齬の指摘に回答しなかった。そして、「安全保障の問題は国政の議論に依る所」とした。これは逃げ口上である。
5. ロシアのウクライナ侵略への軍事対抗は、国際法で認められた正当行為である。他人事的「戦争」批判は許されない。

「核兵器禁止条約」加盟国状況 2022年7月30日現在状況

番号	存在地域	加盟国名	略人口	一帯 一路 締結	香港 への 態度	ウイグル への 態度	中国の 軍事拠 点	ウクライナ 侵略対応
1	欧州大陸	バチカン市国	820人					不参加
2	島嶼(太洋州)	<ニウエ>	1520人	●				投票権無
3	島嶼(太洋州)	ツバル	1万1千					■
4	島嶼(太洋州)	ナウル	1万3千					■
5	島嶼(太洋州)	パラオ	1万8千		■			■
6	島嶼(太洋州)	<クック諸島>	1万9千	●				投票権無
7	欧州大陸	サンマリノ	3万3千					■
8	島嶼(カリブ海)	セントキッツ&ネイビス	5万2千					■
9	島嶼(カリブ海)	ドミニカ国	7万1千	●	◆			■
10	島嶼(カリブ海)	アンティグア ・バーブーダ	9万6千	●	◆	◆		■
11	島嶼(アフリカ)	セーシェル	9万7千625	●			候補	■
12	島嶼(カリブ海)	セントビンセント及び グレナディーン諸島	11万					■
13	島嶼(カリブ海)	グレナダ	11万4千	●				■
14	島嶼(太洋州)	キリバス	11万6千					■
15	島嶼(カリブ海)	セントルシア	18万1千					■
16	島嶼(太洋州)	サモア	20万					■
17	アフリカ	ボツワナ	22万5千	●				■
18	島嶼(太洋州)	ヴァヌアツ	29万3千	●			候補	■
19	中南米	ベリーズ	38万3千		■			■
20	島嶼(欧州)	マルタ	43万	●				■
21	島嶼(インド洋)	モルディブ	51万2千	●				■
22	島嶼(アフリカ)	カーボベルデ	55万6千	●				■
23	南米大陸	ガイアナ	77万9千	●				■
24	島嶼(アフリカ)	コモロ	85万1千			◆		■
25	島嶼(太洋州)	フィジー	89万	●				■
26	島嶼(アジア)	東チモール	134万7千	●			候補	■
27	島嶼(カリブ海)	トリニダード・トバゴ	139万	●				■
28	アフリカ	ギニア・ビサウ	192万	●	◆	◆		不参加
29	アフリカ	レソト	210万	●	◆			■
30	アフリカ	ガンビア	228万	●				■
31	アフリカ	ナミビア	245万	●			候補	◆
32	島嶼(カリブ海)	ジャマイカ	295万	●				■
33	アジア	モンゴル	336万	●				◆
34	南米大陸	ウルグアイ	345万					■
35	中南米	パナマ	418万	●				■
36	欧州	アイルランド	492万		■	■		■
37	太洋州	ニュージーランド	495万	●	■	■		■
38	中東	<パレスチナ>	495万		◆	◆		投票権無
39	中南米	コスタリカ	499万	●				■
40	アフリカ	コンゴ共和国	552万	●	◆	◆		◆
41	中南米	ニカラグア	647万		◆	◆		◆
42	アジア	ラオス	649万	●	◆	◆		◆
43	中南米	エルサルバドル	664万	●				◆
44	南米大陸	パラグアイ	696万					■
45	欧州大陸	オーストリア	880万	●	■	■		■
46	中南米	ホンジュラス	959万					■
47	南米大陸	ボリビア	1135万	●		◆		◆
48	島嶼(カリブ海)	キューバ	1148万	●	◆	◆		◆
49	アフリカ	ベナン	1149万	●				■
50	アジア	カンボジア	1630万	●	◆	◆	建設?	■

番号	存在地域	加盟国名	略人口	一帯一路締結	香港への態度	ウイグルへの態度	中国の軍事拠点	ウクライナ侵略対応
51	南米大陸	エクアドル	1708万	●				■
52	中南米	グアテマラ	1792万					■
53	アジア	カザフスタン	1860万	●				◆
54	南米大陸	チリ	1895万	●				■
55	アフリカ	マラウイ	1913万	●				■
56	アフリカ	コートジボアール	2638万	●				■
57	南米大陸	ベネズエラ	2753万	●	◆	◆		不参加
58	アジア	マレーシア	3200万	●				■
59	南米大陸	ペルー	3297万	●				■
60	アフリカ	南アフリカ	5778万	●				◆
61	アジア	タイ	6891万	●			候補	■
62	アジア	ベトナム	9467万	●				◆
63	アジア	フィリピン	1億98万	●	◆	◆		■
64	北米大陸	メキシコ	1億2619万					■
65	アジア	バングラデシュ	1億6365万	●		◆		◆
66	アフリカ	ナイジェリア	1億9587万	●		◆		■

提示した一覧表は人口の少ない順に 66 ヶ国を表記

＜凡例と注記＞ 対中、対露姿勢と人口等の関係は弊調査に依る

※●：一帯一路締結国

※香港への態度

◆：2020年7月3日国連人権理事会で中国支持決議提案国

■：同上の理事会で中国非難決議提案国

※ウイグルへの態度

◆：2019年10月29日 国連総会第三委員会で中国支持決議提案国

■：同上総会で中国批判共同声明国

※中国の軍事拠点 候補

米・国防総省報告で中国の軍事拠点を、新たに設置提案を受けている国

※ウクライナ侵略対応

◆：2022年3月3日、国連総会特別会合で、ロシア非難決議に棄権した国

■：同上で決議賛成の国

※赤色文字の加盟国名

2017年7月7日の国連総会での「核兵器禁止条約」採決不参加の国

※＜緑色文字＞の加盟国名

国連で投票権の無い「国」よって採択時の賛成 122 ヶ国のうち、条約加盟国は 57 になる。

※中国の浸透

「軍事的包摂」を推進中の対象国に、ニウエ、キリバス、フィジー、ヴァヌアツ、サモア、東チモール。

※「番号」に黄土色を付けた国：対中国債務が GDP の 10% を超える国。

多い所では・・・ラオス；65%、コンゴ；53%、モルディブ；40%、サモア；30%など

※第1回締約国会議での「親露国」（南アフリカ、キューバ、ベネズエラなど）が、採択に悪影響

を与えたと同様、親中国が多数加盟しているから、中国、北朝鮮には甘い対応になるのは確実！